

◆富士市における情報共有システム活用に関するQ & A

Q1 : 入札公告への記載はあるか。

A1 : 全工事を対象としているため、入札公告に記載はありません。

Q2 : 工事の途中から情報共有システムを利用したい場合はどうするか。

A2 : 担当者と協議の上判断してください。

Q3 : 情報共有システムを利用した場合の工事成績評定への加点はあるか。

A3 : 工事成績評定への加点はありません。

Q4 : 情報共有システムを利用する場合のPCに台数制限はあるか。

A4 : ウェブサイトでログインして利用するシステムのため、PCの台数制限はありません。

Q5 : 手引き（P8）の共通仕様書等に基づく書類に施工体制台帳が含まれていないが、紙媒体での提出になるか。

A5 : システム上の不具合等による情報漏洩を防ぐため紙媒体提出とします。

Q6 : 手引き（P8）のその他の書類とは何を指しているのか。

A6 : 情報共有システム運用開始時点（令和4年4月）では、下記の書類を想定しています。

・週休2日工事実施報告

そのほかの書類については、担当監督員と相談し判断してください。

Q7 : 令和4年3月31日以前に契約した工事は、情報共有システムの利用対象とならないのか。

A7 : 情報共有システム施行開始前（令和4年3月31日以前）の契約する工事についても、受発注者間の協議により、適用することができます。